



技術提案評価型S型  
技術提案書の作成にあたっての留意事項  
(工事)

令和4年4月

中国地方整備局

港湾空港部

## ■ 評価方法

	有効性S	有効性A	有効性B	有効性C
具体性A	SA	AA	BA	CA
具体性B	/	AB	BB	CB
具体性C		AC	BC	CC
得点が付与された技術提案は実施義務を負う。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案は、実現性のある提案について、有効性、具体性の観点から3段階（A・B・C）でそれぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与する。</li> <li>有効性、具体性ともA評価した提案のうち、成果の品質、安全性、施工性の向上に対し、特に配慮された提案となっている提案を有効性S評価とする。</li> </ul> <p>[有効性A：効果が認められる、B：効果があるが小さい又は限定的、C：効果なし（標準案と同じ）]</p> <p>[具体性A：具体性が認められる、B：具体性が不足している、C：具体性が認められない]</p>				

## ■ 評価結果の通知内容

	通知内容
①有効性及び具体性が認められ、得点が付与された提案（左表の塗り潰し箇所）	○：実施義務あり
②有効性又は具体性が認められず、得点が付与されない場合（左表の塗り潰し箇所以外）	－：実施義務なし
③施工を認められない提案	×

## 競争参加資格を認めない技術提案（以下項目のいずれか一つでも該当する場合は、競争参加資格を認めない）

- ①特記仕様書、図面等に明示されている仕様を全く満たしていない技術提案
- ②安全に対する配慮が全くなされていない技術提案
- ③現地の気象・海象、地形、土質等の現場条件が全く考慮されていない技術提案
- ④土曜、日曜、祝日作業を前提とした技術提案

## オーバースペック等と判断して評価しない提案

- ①別表 1 に該当する提案
- ②別表 1 に該当しないが、過度なコスト負担を要する技術提案（明らかに過剰な費用を要す材料、作業機械及び施工方法等に関わる提案）等と判断した場合
- ③共通仮設費率に含まれる項目として記載された一般的な対策
- ④工事目的物の変更を伴う提案（必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではないが、変更箇所について標準案と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記述すること）
- ⑤構造の再検討や対外調整が生じる提案
- ⑥有効性（効果）・具体性の解説の明確な記述がなく、判断ができない提案

## 提案数超過と複数提案

- ①規定の技術提案数を超える提案がある場合は当該テーマに対する全ての提案を加点評価しない
- ②1つの技術提案項目に複数の技術提案が記述されていると判断した場合、技術提案数は1つとカウントするが、評価については当局で1つずつの技術提案に分離したうえで、分離した技術提案毎に評価し、その中の最も評価の低い技術提案の評価結果を採用する

## 加点点評価が低くなる提案

- ①提出された技術提案の適用範囲や使用する機材の規格等について、明確な記載がなく判断ができない提案  
【例：（×）対象範囲は基礎捨石→（○）対象範囲は全ての基礎捨石】
- ②一つの提案を複数の提案に分割している場合  
【例：同じ養生マットを同じ目的で同じ効果で使用場所毎（たとえば側面と天端面）に提案している場合】
- ③複数の提案が、同一の提案と見なせる場合  
【例：同じ場所に対して、同じ目的で同じような効果がある異なる技術提案を提案している場合】
- ④提案内容、標準案との相違点、実現性のある技術提案について有効性（効果）・具体性の解説の明確な記述がない場合
- ⑤NETIS登録技術の活用提案に関して、NETIS掲載を終了した技術（詳細は次頁③参照）を活用する提案で記載が不十分な場合  
（技術提案書に記載された当該技術の効果や施工方法等の情報のみで評価するため、提案の評価に必要な情報に漏れがないか注意）
- ⑥提案技術の施工法のみでなく、提案の効果を担保するために必要な施工管理の方法についての記載がない場合

## 加点点評価が高くなる提案

- ①提案内容を実施するにあたり、必要な工法、技術、機械及び施工管理等について詳細に記述されている
- ②構造図や説明用図表等を添付し、得られる効果等を客観的に証明するよう努められている
- ③工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記述されている
- ④「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避け、可能な限り具体的に記述されている
- ⑤標準案との相違点、施工の対比に留意され、明確に記述されている
- ⑥技術提案の実現性（提案の施工実績、提案の履行確認方法等）について明確に記述されている

## 標準案での参加

- ①構造を変更する提案、効果が明確でない提案及び当局が施工を認めることができない提案については、標準案による施工での競争参加資格を認める

## テーマの背景

- ①指定テーマの背景が技術提案の評価の視点となっているので、熟読のうえ、提案いただきたい

## 新技術の採用

- ①加点評価された技術提案に関する新技術のみを評価対象とし、有用な新技術とは下記の通りとする

(1) NETIS（新技術情報提供システム）登録技術で「公共工事における新技術活用システム」の実施規約に同意した技術であって以下に該当するもの

1) 「- V」技術

2) 「- A」技術で国交省での施工実績が5件以上

(2) 港湾関連民間技術の確認審査・評価事業(一般財団法人沿岸技術研究センター)により評価された技術※

(3) 建設技術審査証明取得工法とされた技術※

※の技術については、申請書提出期限日において当該技術の審査・証明機関による証明有効期限内であること

- ②加点対象となる新技術を技術提案で活用する場合は、技術提案の本文中にNETIS登録番号、港湾関連民間技術認定番号等を必ず記述すること（他社開発の新技術・新工法の使用も可）

- ③NETISのHP上に掲載されている「NETIS掲載を終了した技術リスト」に含まれる技術は、「施工能力等」の評価項目「新技術の採用」の評価の対象としない（<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Infomation/MainInfomation.asp?TabType=3>）

- ④施工実績の件数は、NETISにより申請書提出期限日での件数を対象とする

## 書式・体裁

- ①様式は1提案毎にA4版1枚とする
- ②様式は、文字サイズ10.5ポイント以上、行数45行/ページ以内、文字数40字/行以内（半角文字は2字で全角1字換算）で作成すること  
ただし、上記の様式内に記載している定型文は、行数、文字数の対象外
- ③様式に図・表等を添付する場合は、添付範囲分の行数・文字数を上記より減らすこと（添付する図・表等の文字サイズは規定しない）
- ④有効性を示す文字範囲を「文字囲」、具体性を示す文字範囲を「アンダーライン（波線）」で各々1提案につき1箇所明示すること（有効性（効果）・具体性の明示箇所は重複しても構わない）
- ⑤技術提案書は一度提出すると差し替えや変更はできないため、記載内容について再確認の上、提出すること

## 履行確認

- ①履行の確認方法、頻度等については、工事着手前に受注者と発注者が協議し、履行計画書へ記載し、発注者へ提出するものとする
- ②技術提案書に記載した履行確認方法の内容に関わらず、工事着手前に受注者と発注者が協議した内容により、履行確認を行う
- ③技術提案は、現地施工時に齟齬が生じないよう、事前に配置予定技術者と内容について確認のうえ、作成すること
- ④受注者が競争参加資格確認通知時に「可」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合は、不履行となった指定テーマに対して付与した加算点の合計を請負工事成績評価から減点する（最大10点、但し特に悪質と認められる場合は最大20点）
- ⑤技術提案が履行できなかった場合は、上記請負工事成績評価の減点に加え、次の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。

$$\text{違約金} = \text{当初請負代金額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初評価点})$$

注1) 当初評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点

注2) 施工後の評価点 = 当初評価点 - 不履行となった指定テーマに対して付与された加算点